立川市子ども未来センターの指定管理者候補者の 選定について

答申

令和5年10月26日 立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会 令和5年9月12日付立産地第710号により、立川市長から、「立川市子ども未来 センターの指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公 募によらない選定による指定管理者候補者としたい旨の諮問を受けましたので、次 のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市子ども未来センターについては、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

(1) 公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
	合人社計画研究所グループ
	【代表企業】
	株式会社合人社計画研究所
	広島市中区袋町4番31号
	【構成企業】
	株式会社共立
立川市子ども未来センター	東京都渋谷区代々木 5 丁目 40 番 13 号
立川市錦町3丁目2番26号	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター
	事業団
	東京都豊島区東池袋1-44-3
	池袋ISPタマビル
	株式会社 studio-L
	大阪市淀川区西中島4-13-24
	花原第三ビル 303

(2) 指定期間

立川市子ども未来センター 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

・ 仕様書に基づいた業務履行の徹底に努めること。

・ 合同企業体としてのマネジメント体制の明確化と、構成企業同士の連携を一層 発展させること。

2 審查会日時

п п+:	学事中应	
日時	議事内容	
令和5年9月12日 (火) 午後3時00分から	• 諮問	
	・特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明	
	• 書類審査	
	・事業者による事業計画の説明	
	・協議、審査	
	・答申案の協議	
	・その他	

なお、審査会開会前に、4人の委員が立川市子ども未来センターの現地視察を行いました。

3 審査の経過

公募によらず、現指定管理者である合人社計画研究所グループを特命で指定管理者とする理由として、当該施設は令和7年度末までに「施設のあり方」を検討予定であり、検討期間にあたる次期指定期間については5年間として現行の機能を維持すること、また、現指定管理者は施設の開設よりその多岐にわたる機能について、利用者目線に立った運営を行い公の施設としての市民サービスに大きく寄与してきたこと、また、指定期間中の各年度のモニタリング評価でも良好な評価結果を得ていることから、現指定管理者による更新を行いたい旨の説明がありました。

さらに、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、書類審査 を行いました。

そこでは、にぎわいの創出にかかる事業の内容、構成企業の役割分担、施設の利用状況などについての質疑がありました。

また、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。 ここでは、現場の構成企業間での指揮命令系統や責任分担、防災に対する取り 組みや市民雇用の状況などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、仕様書に基づいた業務履行を徹底してほしい、また、合同企業体として

のマネジメント体制の明確化や連携を一層発展させてほしいなどの意見がありました。

4 審査会委員名簿

区分	氏 名	役職等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
II.	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
II.	坂井聖	税理士
II.	田中奈々子	社会保険労務士
市民	宮本直樹	公募
II.	齋 藤 正 雄	公募
II.	志村広一郎	公募